

法第13条第1項及び省令第4条に基づく書面(公共機関用)

(別紙2)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
	造成等	造成等の工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	屋根ふき材	屋根の工事		手作業
有		無	手作業・機械作業の併用	
建築設備・内装等	建設設備・内装等の工事		手作業	
	有	無	手作業・機械作業の併用	
その他 ( )	その他の工事		手作業	
	有	無	手作業・機械作業の併用	

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

該当なし

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費等)

円(税抜き)

(注)・運搬費を含む

受注者の見積金額を記入する